

第 5523 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 8月 3日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 相続税申告相談センター (編集・発行：税理士 三輪厚二)
 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.souzokuzouyou.com>

④ 代償分割した場合の相続税の課税価格

Q：代償分割をした場合、相続税の課税価格はどうなるのですか？

A：次のようになります。

【解説】

代償分割とは、遺産の分割に当たって共同相続人などのうちの1人又は数人に相続財産を現物で取得させ、その現物を取得した人が他の共同相続人などに対して債務を負担するもので現物分割が困難な場合に行われる方法をいいます。

代償分割をした場合の相続税の課税価格は、次のようになります。

- ①代償財産を交付した人・・・相続又は遺贈により取得した現物の財産の価額から交付した代償財産の価額を控除します。
- ②代償財産の交付を受けた人・・・相続又は遺贈により取得した現物の財産の価額に交付を受けた代償財産の価額を合計します。

この場合、代償財産の価額は次のように計算します。

- ①代償分割の対象となった財産及び債務の額が時価によっている場合は、その代償債務の額に、代償財産の相続開始時の相続税評価額が時価に占める割合を掛けて求めた価額となります。
- ②相続人全員の協議が、①の方法に準じた方法又は他の合理的と認められる方法により代償財産の額を計算して申告する場合には、その申告した額によることが認められます。

